

各位

東京都新宿区新宿二丁目1番1 1号株式会社アイフリークモバイル代表取締役社長 吉田 邦臣 (コード番号:3845 東証スタンダード)問い合わせ先管理部長三定公禁E-mail <u>ir3845@i-freek.co.jp</u>

株主による新株式及び新株予約権発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が2025年2月28日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式及び新株予約権発行について、以下のとおり、当社の株主から当該新株式及び新株予約権発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2025年2月28日付「第三者割当による新株式及び第18回新株予約権の発行並びに主要株主、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式3,500,000株及び第18回新株予約権9,000個(目的となる株式の総数:900,000株)の発行(以下、「本第三者割当」といいます。)を行うことを決議しました。これに対し、当社株主である永田 浩一氏が、2025年3月12日、東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、本日、「仮処分命令申立書」を受領しました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1)	名称	永田 浩一
(2)	所在地	神奈川県横浜市中区
(3)	所有株式数 (所有比率)	3, 333, 235 株(18. 69%)

- 3. 本申立てがあった年月日 2025年3月12日
- 4. 本申立ての内容
- (1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2025 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による普通株式 3,500,000 株及び第 18 回新株予約権 9,000 個(目的となる株式の総数:900,000 株)の発行を仮に差し止める仮処分の申立て。

(3) 本申立ての理由

当社が受領した「仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当は、現経営陣による支配権の維持を主要な目的としており、会社法第210条第2号及び会社法第247条第2号に定める「著しく不公正な方法」により行われる場合に該当するとのことであります。

5. 今後の見通し

本申立ての内容につきましては、現在精査中であり、動向及び当社の対応方針につきましては適時 開示してまいります。

(参考) 2025年2月28日決議の本第三者割当の概要

<株式の発行>

(1) 払込期日	2025年3月18日
(2) 発行新株式数	3,500,000 株
(3)発行価額	1株につき 77円
(4)調達資金の額	269, 500, 000 円
(5)募集又は割当方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
(割当予定先)	辛 澤 3,500,000 株
(6) その他	上記については、金融商品取引法による届出の効力が
	発生することを条件とします。

<第18回新株予約権の発行>

10 = 40 br 1 r 1 E - 2 0 1 2			
(1)割当日	2025年3月18日		
(2)新株予約権の総数	9,000 個 (新株予約権1個当り100株)		
(3)発行価額	総額 846,000 円		
	(新株予約権1個当たり94円)		
(4)当該発行による潜在株式数	900,000 株		
(5)資金調達の額	70, 146, 000 円		
	(内訳)		
	新株予約権発行分 846,000 円		
	新株予約権行使分 69,300,000 円		
(6)行使価額	1株当たり77円		
(7)割当方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割		
	り当てます。		
	黒田 喜久 9,000 個		
(8)その他	上記については、金融商品取引法による届出の効		
	力が発生することを条件とします。		

※詳細は、2025年2月28日付「第三者割当による新株式及び第18回新株予約権の発行並びに主要株 主、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以上